

平成30年度 第1回 遊佐町総合教育会議 議事録

開始日時 平成30年6月28日(水曜日) 午後3時30分
会議場所 遊佐町防災センター2階会議室
開会時刻 午後3時30分
閉会時刻 午後4時20分
出席者 ・構成員 遊佐町長 時田博機
(教育委員会) 教育長 那須栄一、第一教育長職務代理者 渡邊宗谷、
第二教育長職務代理者 石川茂稔、委員 石山幸子、
委員 齊藤敦子
・説明調整員 企画課長 堀修
・事務局 教育課長 佐藤啓之、同課長補佐兼総務学事係長 鳥海広行、
同課長補佐兼文化係長 阿部秀雄、同課長補佐兼社会教育係長
菅原三恵子、指導主事兼学校指導係長 佐藤健太郎
傍聴人 なし

- 協議事項 (1) 今後の小学校入学予定者数について
(2) 遊佐町立学校適正整備審議会について
(3) コミュニティ・スクールの推進について
(4) 平成29年度教育委員会事務点検・評価報告書の素案について
(5) その他

協議内容の概要

- 町長 決算期を迎えまして、決算の方に意識がいつています。出来れば次の世代の負担をなるべく減らしたい思いで行政執行しているところです。さて、教育行政につきましましては、教育委員を中心に学校・地域・家庭が一体的に取り組んで新年度からコミュニティ・スクールが全町に取り組んでいただいている、スタートできることを大変ありがたく思っているところです。過日の小中学校の校長先生、幼保の連携の会議等、それらの連携がうまくいっていることを強く感じたところであります。原点は全ては町民の幸せのためにそして子どもたちの幸せのためになお一層皆さまからお力添えをお願い申し上げまして、またご尽力もお願いし、あいさついたします。本日はご苦労さまでございます。
- 教育課長 ありがとうございます。協議に入る前に出席状況の確認をさせていただきます。次第の裏面に名簿を載せてございます。本日は説明調整員として、総務課長が載ってございますが、所用のため欠席となっております。よろしく願いいたします。協議の方は要綱第3条により時田町長が座長となることになってございますのでよろしく願いします。
- 町長 それでは早速次第に従いまして、協議を進めてまいります。(1) 今後の小学校入学予定者数についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。よろしく願いしま

す。

事務局 (< (1) 今後の小学校入学予定者について > 説明)

町長 それでは、これについて皆さんいかがでしょうか。
これについては報告でよろしいでしょうか。

教育長 町で進めている定住促進の関係でしょうか。前に34, 35, 36年あたりに吹浦も複式の数字が出ていた。高瀬は8と8になっていますが、去年のデータでは7と8か8と7だった。微妙に増えている。この辺、定住促進によって全く町内に関係ない人が入って来たのか、あるいは町内に関係あるお孫さんでお父さんお母さんが里帰りしてということか分かりませんが、微妙に増える方向に動いていることは間違いありませんので適正整備審議会でも議論しているわけですが、今日の夜もあります。やはり新しいデータが出るたびに移動があるたびに確認していく必要があると感じております。微妙にこの数字が1年経つと変わっている。増える方向で変わっていることはありがたいと思います。

町長 ありがとうございます。定住促進策と小学校の適正整備は、実際はパラドックス、逆のこと。パラドックスだけでも子どもたちの最適なる教育のためにはどうあれば良いか、人数、複式だから絶対しなければではなく、子どもたち、複式ぎりぎりだとスポーツも対抗戦もできなくなる。相撲大会で高瀬に行き行って考えさせられました。男の子2人しかいなくて1回すると学年相撲大会が終わるのでした。それが果たして、それらも含めて考えていただければありがたいと思います。
次進みます。(2) 遊佐町立学校適正整備審議会について、を議題といたします。事務局に説明を求めます。

教育課長 (< (2) 遊佐町立学校適正整備審議会について > 説明)

町長 ありがとうございます。適正整備審議会については、これまでもいっぺん答申をいただいていることもございますし、これからのことについて、皆さんから総合教育会議だからこそ、いかがに考えているのかと意見を賜りたいと思います。

渡邊委員 今、PTA中心にその在り方を検討していただいている。先日、県の教育委員の総会に行った時、新庄市の委員の方とお話して、新庄市で小中一貫を進めて実施している。その「いいところと悪いところが結構ある」と雑談をしたんです。「6年生が今であれば小学校で絶対的なリーダーになって引っ張るが、小中一貫になると4年生が低学年を引っ張っていかなければならないということがある。逆に中学生が小学校5, 6年を見ていかなければいけないので、非常に面倒見がよくなる。結構色んな想定していないことがある。」ということでした。そういう色んな事例も考慮しながら、そういう話題をPTAに示しながら情報交換していい方向に進めていけたらと思います。

石川委員 資料を見せていただくと高瀬が1番先に複式学級になりそうな感じがすけれども、審議会の答申がどのように出てくるか分からないが、前もってあくまでも高瀬地元

の意見として聞いていただいて、今、蕨岡も複式あるわけですが、もしかしたら複式でもいいというご意見も次の年には18人も入るようですし、とりあえずこのままでいいという意見もあるかと思うので、答申は答申として地元の意見を統合の話になる前にしっかり聞いていただきたいと思います。

石山委員 複式学級がどういうものなのか、私は分からないですが、最初反対の意見も結構おありでしたが結果的には今うまくいって、

教育長 藤崎の場合。

石山委員 藤崎は複式学級、統合、お母さんたちの反対、私はちょっと分からなかった。学ぶレベルが学年ごとに違うので、そこが一緒にやるという状況は結構皆さん悩んで、効果的にはどうかということで素人としてそういうお話が出ていたみたい。今実際にやっていらっしゃるのでそれはないわけですよ。蕨岡小学校やっていますが。

町長 先生にだいぶお願いしているところがあるでしょうが。

石山委員 教える方も大変なんでしょうけれども、複式学級。支障ある情報は入ってこないのでもよくやっていてよろしいのではないかと思います。

齊藤委員 人数が少ないクラスだと子どもたちの、なんというか位置づけというのはおかしいが、それが固定してしまって、息苦しさを覚える子どもが中にはいると思う。人数が多いと色んなグループに入っていけるのが、もう7人とかになってしまうと毎日そこで、私には不安があるので、親の考えもそうですが、子どもの視点から考えていつかは統合を進めていくべきではないかと思います。

町長 分かりました。今、教育委員の皆さんから意見を伺いました。「これはこんな考えがありました。」と適正整備審議会で委員の皆さんに伝えておくことも大切だと思いますのでよろしくお願いします。

教育長 今、それぞれPTAや地区の皆さん、地元の声も聞き逃さないでという意見、その通りだと思います。適正整備審議会の皆さんもPTAの代表であったり、まちづくりの代表であったり、学識経験者で入っている皆さんもいらっしゃるわけです。ある程度議論が煮詰まるまではいかなくとも色々な意見が出ている段階ですが、それをPTAなりに持ち帰って地元で、「その辺はどうするのか。どうなっているのか。」という声も拾いながら、絶対10対0や9対1で賛成反対になることはないで、6対4、7対3かもしれない。あるいは5対5に近くてもどっちかにして教育を子どもたちのために進めていかなければならない。どちらにしてもメリットもあるし、じゃあみんなメリットばかりではなくてデメリットもあるし、その辺は教育委員会会議もそうだし、適正整備審議会もそうだし、各地区の皆さんも良さも欠点があるのだけれども、やっぱり先を見据えればこっちだろうということは議論して合意形成して、留まるにしても先に進むにしても、そういうことが大事かなと思っています。あるタイミングが来れば地区の説明会にも行きますということで適正整備審議会にも確認しております。皆さんからも色々な声聞こえてくると思います。意見はだめとかいいとかではなく、こういう声もあるということで議論して練り上げることが大事だと思います。ご苦労が多い作業、適正整備審議会の皆さんにお願いしているわけですが、皆さんからもよろしくお願いいたします。

教育課長 第1回目は町の状況とか現在の児童数の話もさせていただいて、第2回はそれぞれ委員の方の個人的な意見、それぞれの代表であればその中でどういう話になっているかという話もしながら意見を出していただきました。今度はそれぞれの地区でどういった話になっているかというお話を今日地区の代表の皆さんに出していただくことにしておりますので、それらをもとに再度、適正整備審議会の中の諮問を受けた内容についての答申についてどうするかを協議して参りたいと思っております。8月までそういった会議を設けまして、9月は休みますが、10月までには1度中間報告という形で、それまでの会議で出された意見については町民の皆さんに周知をしていきたいということにしておりますのでよろしくお願ひします。

町長 分かりました。町政座談会でもこれについて直接意見を述べたいという若いお母さんがおいででした。逆に言うと適正整備審議会にきている代表の方が、自分の出身母体、小学校とかPTAとかにどんな話し合いを持ちかけて話し合いをしてきているのか、心配なところがありました。やっぱり代表で出てきているということは、自らの意見ではなくて自分の声がどういう声なのかをフィードバックしてくださいとお話をしました。適正整備審議会に委ねるという形でよろしいでしょうか。

多数 はい。

渡邊委員 せっかくですから、感想として過日蕨岡で遊佐小学校との統合の話が出た時に本当に地区が割れるほどあの場で議論したわけです。あそこでほぼ意見は出揃ったのかなと反対賛成、どっちでも。その中で迎えた現在の複式があるということとそんなに抵抗感なく現状を受け止める土台ができたのかなと思いますので、今後蕨岡小学校以外であっても突っ込んだ結果まではいらないわけですが、本当に親身になって議論を重ねていただければありがたいと願っております。

町長 実は私の後援会の大幹部は「なんと先の見えない決め方をしてくれたのか。おれのは遊佐小にやる」とおじいちゃんがいます。10年、15年先を見据えた方法を導かないと「その時いいから今これでいい」ではやっぱり次の世代から責任を果たしたことになると思う。しっかり議論してほしいと思っております。「今よければいい」という発想ではだめ、10年15年先の町の教育をどうするのか、それくらいの信念を持って話し合いしようということでもよろしくお願ひします。

(3)に進みます。コミュニティ・スクールの推進について、を議題といたします。事務局よろしくお願ひします。

事務局 (<(3)コミュニティ・スクールの推進について>説明)

町長 ありがとうございます。コミュニティ・スクール、教育長、順調にという形でよろしいでしょうか。

教育長 はい。直近では昨日です。遊佐中学校で行われたということで、先ほど地区の代表で出ている方が、たまたま別の会議で来られたので「昨日どうでしたか」ということで状況を伺いました。彼も実際には運営協議会の副会長も務められているということでした。「大変いい中身で熟議まで行きました」ということで、特に遊佐中学校の委員を見ますと地域おこし協力隊のメンバーも入れて斬新だと、また外から見た

学校の在り方や地域とともにある学校という視点も出していただくとありがたいと思って見ておったところでございます。ただ中学校はコミュニティの会長とかみな小学校から取られるものですから、構成をどうしようかということもあったのですが、「心配ない。前コミュニティの会長とか各地区にもっともっと優秀な方いらっしゃいますから大丈夫です」ということでお話を申し上げて、昨日スムーズに動き出したということでこれからに向けて期待したいと思います。そういう状況でございます。あと来年の今日には、遊佐町は5小1中。全国のデータは高等学校がぐんと増えている。まさに遊佐高はコミュニティ・スクール状態だと思いながら、この辺は色々可能性があるのかなと感じております。

町長 ありがとうございます。これについては、教育委員会からがんばってもらいたいということをお願いしていいでしょう。

教育長 近隣の市町村も追々これから、総合教育会議であり教育委員会会議でありPTAの会議等でいろいろ議論が出てくると思われます。また、秋の10月16日、全国の教育長教育委員の会議が山形でありまして、地域と共にある学校ということで第3分科会で私が発表するよう、遊佐高のことも含めて。指導主事からは原稿を作成よろしく願います。

町長 順調だということで大変ありがとうございます。(4)に進みます。平成29年度教育委員会事務点検・評価報告書の素案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (<(4)平成29年度教育委員会事務点検・評価報告書の素案について>説明)

町長 これは教育委員会の中で教育委員の皆さんに、今見て今意見を言うのは無理。私が見ても分からない。教育委員の皆さん、お気づきの点、疑問点があったら、意見を事務局に言っていただく形で、これを見てもらう時間は、今日初めてですか。事前に見ていましたか。

渡邊委員 おとといもらった。

教育長 来週の頭までご意見いただくようにして、ヒアリングがあるわけですからその前にやればいいと思います。

町長 評価までよろしく願います。行政の外部評価もこれからスタートしていますので、教育委員会は教育委員会なりに有識者2人にやっていただく、教育委員としてのご意見を申し述べたいときはこれに付け加えて、連絡したりFAXしたり書類でもいいですからご指摘等賜ればいいのではないのでしょうか。教育長。今見せて3、4日で見るのは大変でしょうからそれでお願いできればいいと思います。

教育長 来年度からもう少し早く5月中くらいに資料をあげられるようにがんばりましょう。

町長 資料は2週間前にもらわないとその週にもらっても大変。よろしく願います。素案については終わりにします。

(5)その他について、に入ります。その他ありますでしょうか。

事務局 事務局では特にありません。

町長 阿部くん。この間のアマハゲは。

阿部補佐 先週の土曜日、文化庁の2名の方から来ていただきましてお話いただきました。私も事務しながらユネスコの無形文化遺産と世界遺産とあるわけですが、その違いも正直分からないまま仕事をしていましたが、世界遺産と無形文化遺産の違いであるとか選定される仕組みであるとか実はユネスコに日本が1番お金を拠出しているので発言権が、日本は出せばまずほぼ。ただ文化庁の実際登録の事務作業をされている方だから話せることかと思えます。そういったお話であるとかそれから地元でアマハゲは鬼ではないと鬼の面を使っているところもあるが、地元の方も鬼ではないと言っているわけですが、鬼ではないということをはっきりと石垣さんの説明でよく分かりました。こちらも11月末にある本登録に向けて少し基礎が固まったかなといった形でした。追々会議でも報告しながら行こうと思えます。

教育長 私からも補足、3日前に文化財保護審議会がありまして、ある方から、「来訪神は英語にどう訳すものか。」とクエスチョンがありまして、「英語専攻の方は、どうなんでしょうか。」と聞いたらドアトゥドア、戸口から戸口へ、だから身近なのだと人と神様のやりとりが来訪神なのだと、決しておっかないとか崇め奉るとかそういう意味合いではなく、お互い戒めあっていいことをしましょうと仲良く暮らしましょうと家庭内も地域内もそういう行事だと、ドアトゥドアはそういう意味でしょう。そういうことでしょう。だから子どもを泣かせるのはうそだよ。

町長 菅原補佐、ソーデーマーチの申し込み状況はどうなっていますか。

社会教育係 今、県外の方から毎日来ておりまして、約300人弱くらいですが、日々増えております。町内では各保育園3つからいただいておりますが、これから学校・幼稚園からも来ますし、酒田管内の小学校も昨年度参加してよかった今年も出たいとお申し出の連絡もいただいております。皆さんからもお声がけをお願いします。

町長 ありがとうございます。

教育長 私からもう1点、杉沢比山、間もなく練習が始まって動き出すわけですが、クレードルに大変立派に写真入りで、委員の皆さん見たことないと言ってられないので。

町長 杉沢比山、特集で、すごかったです。

阿部補佐 比山さんが実は国指定40周年ということで、私たち失念していたのですが、ある方から「今年40周年、町で何か考えているのだろうか」と言われておりまして、明日実行委員会がありますので、40周年ということでささやかなものですが、今企画しているところです。

町長 盛大に打ち上げる。

教育長 これ杉沢に持って行って15日、メインの日に配る。今年、相当座席を準備しないと間に合わない。

町長 カメラマンはどこからでも来るが、意外に町民が少ない。蔵岡も地元が少ない。

教育長 やっぱ40周年は町民が、町民の皆さんは是非おいでください。

町長 すごいですよ、クレードルの12ページ。

石川委員 解説はみたいなのはないのか。比山のそれぞれの曲目で、小学校の子どもたちが前に調べてくれましたが、完全版はまだできてないですか。

町長 まだできてない。

石川委員 全部の解説があると見てもおもしろいかなと思います。

鳥海補佐 この間の大阪の地震の時のブロック塀が崩れて痛ましい事故があったということで、その関係で町の方にも県を通じて国の調査がきまして、遊佐の小学校中学校においてブロック塀はないということで報告しました。

町長 その他、皆さんよろしいでしょうか。なければ座長を事務局に、よろしく願います。

教育課長 ありがとうございます。昨日は大分雨が降りまして注意報も出ていたようです。途中解除になりましたが、天候が不順のようありますので皆さん健康には十分注意して過ごしていただきたいと思います。本日はお忙しいところ総合教育会議にお集まりいただきありがとうございました。

平成30年度 第1回 遊佐町総合教育会議

日 時 平成30年6月28日(木)
午後3時30分～

場 所 遊佐町防災センター2階会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 今後の小学校入学予定者数について

(2) 遊佐町立学校適正整備審議会について

(3) コミュニティ・スクールの推進について

(4) 平成29年度教育委員会事務点検・評価報告書の素案について

(5) そ の 他

4. 閉 会

遊佐町総合教育会議 名簿

構成員

時田 博機	町長
那須 栄一	教育長
渡邊 宗谷	教育委員 ・ 第一教育長職務代理者
石川 茂稔	教育委員 ・ 第二教育長職務代理者
石山 幸子	教育委員
齊藤 敦子	教育委員

説明調整員

池田 与四也	総務課長
堀 修	企画課長

事務局

佐藤 啓之	教育課長
阿部 秀雄	教育課長補佐兼文化係長
鳥海 広行	教育課長補佐兼総務学事係長
菅原 三恵子	教育課長補佐兼社会教育係長
佐藤 健太郎	教育課 学校指導係長兼指導主事

遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

【根拠条文】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

平成30年6月1日現在

小学校入学予定者数の推移

入学年度 学校別	現4年生		現3年生		現2年生		現1年生		30年度		31年度		32年度		33年度		34年度		35年度		36年度												
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計									
藤岡小学校	0	7	7	4	5	9	11	7	18	3	6	9	5	8	13	4	9	13	5	2	7	3	7	10	5	4	9	9	13	22	14	13	27
遊佐小学校	14	14	28	19	17	36	17	19	36	13	12	25	13	11	24	21	10	31	16	13	29	17	15	32	9	13	22	7	7	14	10	11	21
藤崎小学校	11	13	24	8	11	19	11	10	21	10	9	19	10	5	15	7	9	16	10	8	18	7	5	12	7	7	14	7	7	14	10	11	21
高瀬小学校	8	9	17	4	9	13	11	6	17	10	6	16	6	7	13	3	5	8	6	2	8	10	8	18	4	5	9	4	5	9	9	3	12
吹浦小学校	9	6	15	5	9	14	6	11	17	5	5	10	5	11	16	5	4	9	3	8	11	4	7	11	5	5	10	5	5	10	5	5	10
計	42	49	91	40	51	91	56	53	109	41	38	79	39	42	81	40	37	77	40	33	73	41	42	83	30	34	64	44	38	82	44	38	82

10人未満の学年

小学校 学級編製の区分

同年の児童で編制する学級	1学級の児童生徒数
1年生	35名
2～6年生	40名
二の学年の児童で編制する学級	16名
(第1学年の児童を含む学級)	(8名)

山形県「さんさんプラン」33名

16名以下で複式学級

※第1学年を含む場合は、8名以下で複式学級

年度 (西暦)	H22-H23	H23-H24	H24-H25	H25-H26	H26-H27	H27-H28	H28-H29	H29-H30	37 (2025)	38 (2026)
	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)		
蕨岡小	75	66	66	69	69	70	61	64		
遊佐小	197	193	173	180	181	177	163	165		
藤崎小	136	129	120	113	107	100	93	96		
高瀬小	81	82	83	84	75	80	72	68		
吹浦小	77	73	79	81	77	74	67	67		
計	566	543	521	527	509	501	456	460	439	421
蕨岡小	1	18	9	13	13	7	10	9	12	
	2	11	18	9	13	13	7	10	9	12
	3	7	9	18	9	13	13	7	10	9
	4	10	7	9	18	9	13	13	7	10
	5	13	10	7	9	18	9	13	13	7
	6	16	13	10	7	9	18	9	13	13
遊佐小	1	36	25	24	31	29	32	22	27	
	2	35	36	25	24	31	29	32	22	27
	3	28	36	36	25	24	31	29	32	22
	4	24	28	36	36	25	24	31	29	32
	5	44	24	28	36	36	25	24	31	29
	6	30	44	24	28	36	36	25	24	31
藤崎小	1	21	19	15	16	18	12	14	21	
	2	18	21	18	15	16	18	12	14	21
	3	24	19	21	18	15	16	18	12	14
	4	23	24	19	21	18	15	16	18	12
	5	23	23	24	19	21	18	15	16	18
	6	27	23	23	24	19	21	18	15	16
高瀬小	1	17	16	13	8	8	18	9	12	
	2	12	17	16	13	8	8	18	9	12
	3	17	13	17	16	13	8	8	18	9
	4	7	17	13	17	16	13	8	8	18
	5	12	7	17	13	17	16	13	8	8
	6	16	12	7	17	13	17	16	13	8
吹浦小	1	17	10	16	9	11	11	10	10	
	2	14	17	10	16	9	11	11	10	10
	3	15	14	17	10	16	9	11	11	10
	4	7	15	14	17	10	16	9	11	10
	5	10	7	15	14	17	10	16	9	11
	6	14	10	7	15	14	17	10	16	11

※年間出生数の仮定→

	60	60									
1学年	109	79	81	77	73	83	64	82	60	60	
2学年	90	109	78	81	77	73	83	64	82	60	
3学年	91	91	109	78	81	77	73	83	64	82	
4学年	71	91	91	109	78	81	77	73	83	64	
5学年	102	71	91	91	109	78	81	77	73	82	
6学年	103	102	71	91	91	109	78	81	77	73	
計	566	543	521	527	509	501	456	460	439	421	

※1小学校と仮定した場合の学級数(33プラン 67人以上:3クラス、100人以上:4クラス)

1学年	4	3	3	3	3	3	2	3	2	2
2学年	3	4	3	3	3	3	3	2	3	2
3学年	3	3	4	3	3	3	3	3	2	3
4学年	3	3	3	4	3	3	3	3	3	2
5学年	4	3	3	3	4	3	3	3	3	3
6学年	4	4	3	3	3	4	3	3	3	3
計	21	20	19	19	19	19	17	17	16	15
標準学級数	18	17	16	15	15	13	12	12	12	12

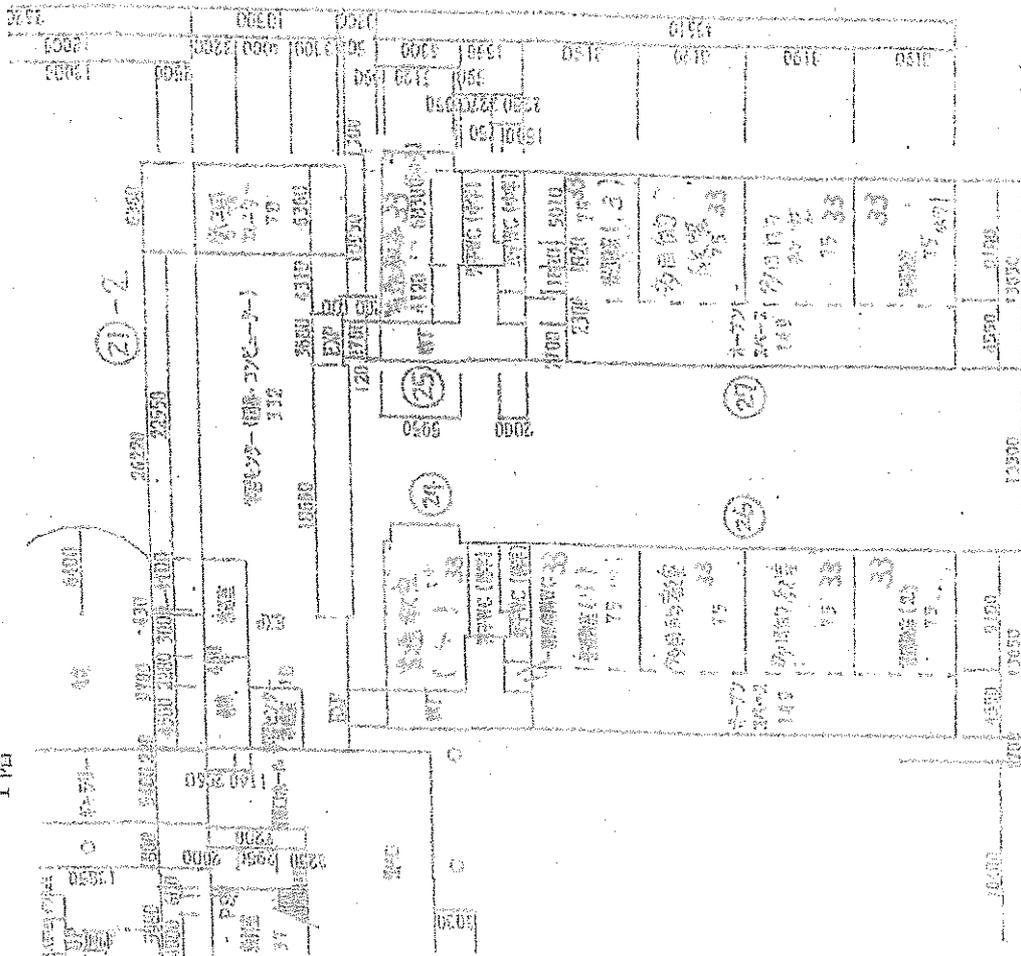
※1小学校と仮定した場合の学級数(1年生:35人、2年生以上:40人)

遊佐小学校

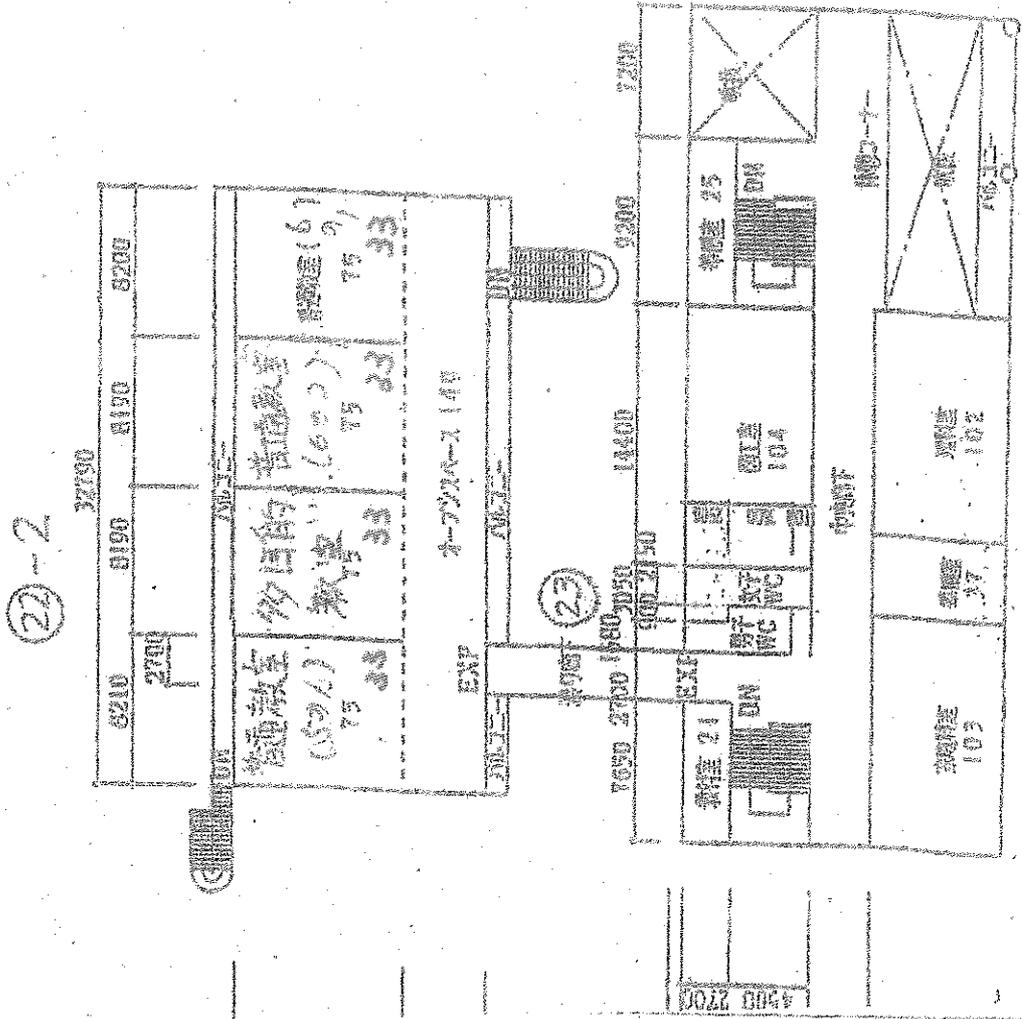
山形県「さんさん」プラン 33名X14クラス=462名

平成35年度 人数 453名

1階



2階



総絵巻 270

平成30年度

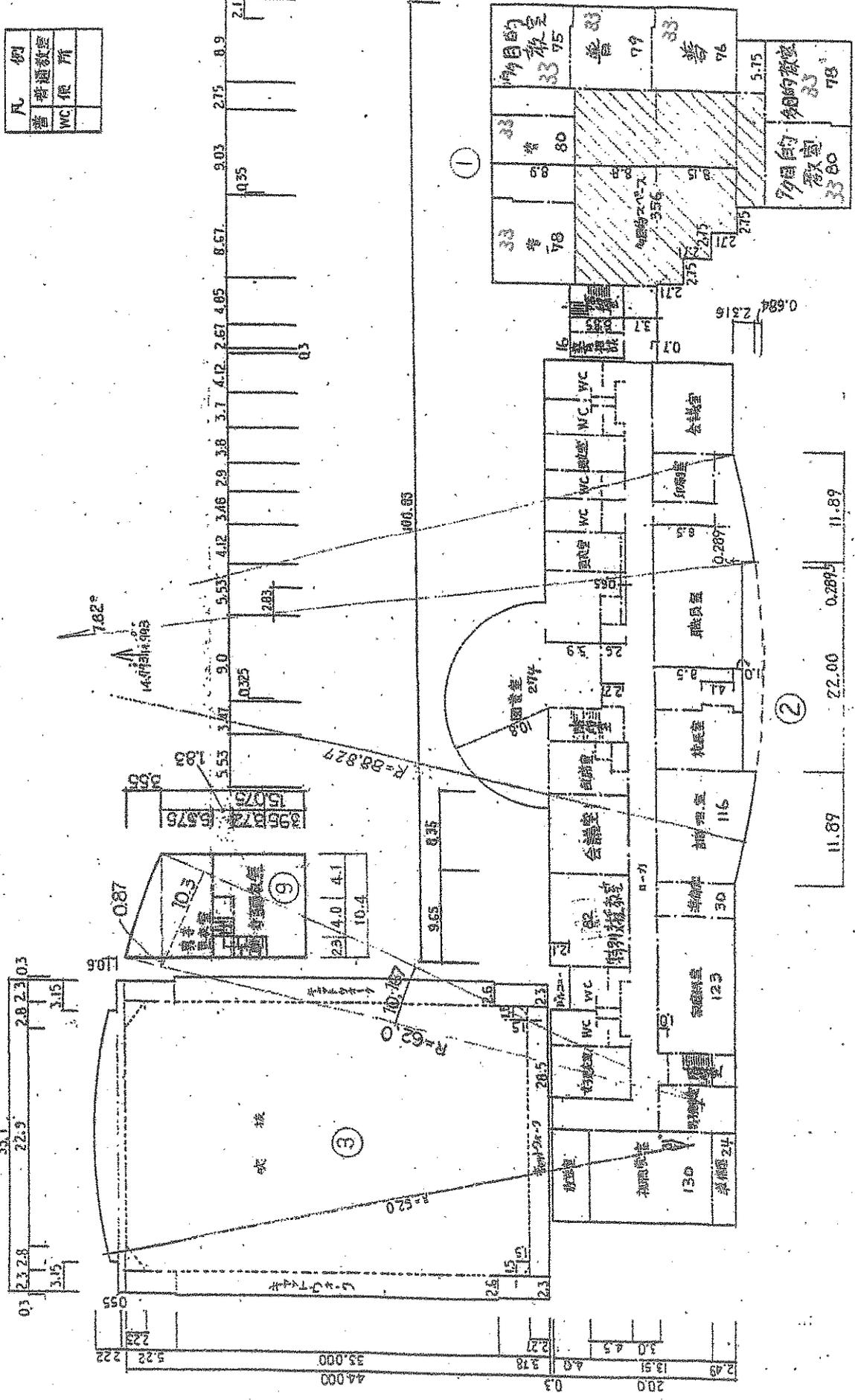
平面図 尺 0 10 20

遊/在中学校

番

064614212

632



凡例
普通教室
WC 便所

2階

2.49	13.51	4.0	3.78	44.000	5.22	2.22	0.55	2.328	33.1	22.9	2.823	0.3
3.0	4.5	2.27	3.78	35.000	5.22	2.22	0.55	2.328	33.1	22.9	2.823	0.3
1.08	3.0	0.68	3.68	4.67	14.52	3.41	9.65	10.8	108	3.0	0.68	3.68
4.88	3.41	14.52	3.48	11.83	6.17	10.65	21.0	11.17	5.17	9.65	1.82	8.57
9.65	3.48	11.83	6.17	10.65	21.0	11.17	5.17	9.65	1.82	8.57	2.1	3.5
11.89	11.89	22.00	0.2895	11.89	127.82							

平成30年度

平面図

尺 0 10 20 m

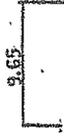
茨城中学校

番

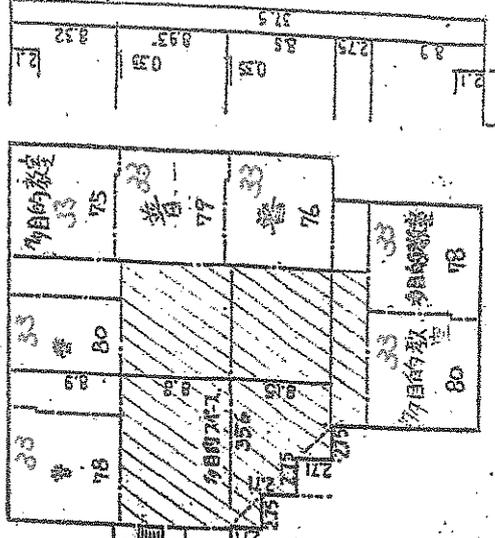
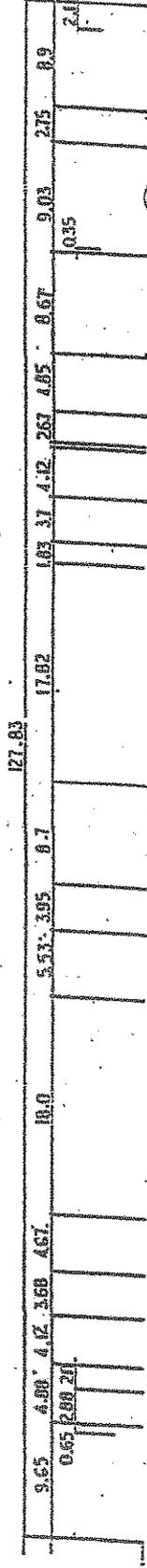
064614212

632

階層1階



凡例	
普通教室	
WC便所	



200	8.5	3.0	8.5
30	20	3.5	20
30	20	3.5	20

2.7	9.65	2.00	2.0	11.50	17.25	1.5	2.62	11.63	15.57	6.43	11.97	1.82	8.5	9.03	0.35	0.67	2.4	3.15
127.82																		

教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				

資料3



遊佐町立蕨岡小学校 学校運営協議会 実施計画書

平成30年 5月 8日

遊佐町教育委員会教育長 殿

遊佐町立蕨岡小学校
校長 松本 三也



遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第2条第2項の規定により、下記のとおり実施計画書を提出します。

記

1. 設置予定日 平成30年 5月 22日
2. 委員の推薦 無 ・ **有** (別紙「学校運営協議会委員推薦書」のとおり)

3. 実施計画

(1) 設置の趣旨・目的

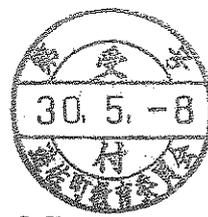
本会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、遊佐町教育委員会及び遊佐町立蕨岡小学校長の権限と責任の下、保護者及び蕨岡地域住民等の学校運営への参画並びに、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民が一体となって信頼関係を深め、地域の学校として、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組むものとする。

(2) 活動計画 (協議会の開催時期・議題等)

- ・ 第1回学校運営協議会：5月22日 (火) (役割分担、運営方針、活動計画承認)
- ・ 第2回学校運営協議会：9月25日 (火) (授業参観、学校課題、給食試食)
- ・ 第3回学校運営協議会：2月 5日 (火) (年間反省・次年度教育課程の承認)



遊佐町立蕨岡小学校 学校運営協議会 委員推薦書



平成30年 5月 8日

遊佐町教育委員会教育長 殿

遊佐町立蕨岡小学校
校長 松本 三也

遊佐町学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第2項及び遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第3条の規定により、下記のとおり、本校の平成30年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

氏 名	性別	役 職 等	推 薦 理 由
佐藤 幸一	男	蕨岡まちづくり協会会長	規則第5条第1項(2)
石原 春雄	男	蕨岡地区区長会長	規則第5条第1項(2)
阿部 千恵	女	蕨岡地区婦人会長	規則第5条第1項(2)
高橋 正樹	男	蕨岡小校友会会長	規則第5条第1項(3)
齋藤 守敏	男	蕨岡小教育後援会長	規則第5条第1項(3)
阿部 久子	女	蕨岡小放課後子ども教室代表	規則第5条第1項(3)
今野 博義	男	蕨岡小PTA会長	規則第5条第1項(1)
池田 恒紀	男	蕨岡小PTA副会長	規則第5条第1項(1)
大場 愛	女	蕨岡小PTA副会長	規則第5条第1項(1)
松本 三也	男	蕨岡小校長	規則第5条第1項(4)
大塚 優	男	蕨岡小教頭	規則第5条第1項(5)
高谷 勝巳	男	蕨岡小教務主任	規則第5条第1項(5)

教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				

様式第1号 (第2条関係)



学校運営協議会実施計画書

平成30年 5月 1日

遊佐町教育委員会教育長 殿

遊佐町立遊佐小学校
校長 伊藤 順



遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第2条第2項の規定により、下記のとおり実施計画書を提出します。

記

1. 設置予定日 平成30年 5月 (日)
2. 委員の推薦 無 ・ (別紙「学校運営協議会委員推薦書」のとおり)

3. 実施計画

(1) 設置の趣旨・目的

学校運営協議会は、学校運営への必要な支援に関して協議する機関とし、校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することになり、学校と保護者及び地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組むことを目的に設置するものである。

(2) 活動計画 (協議会の開催時期・議題等)

第1回 学校運営協議会	開催日時	平成30年5月1日(木) 15時～16時30分
	主な議題	① 今年度の学校運営の重点について ② 今年度のPTA活動について ③ 遊佐町合同防災訓練について
第2回 学校運営協議会	開催日時	平成30年10月18日(木) 15時～16時30分
	主な議題	① 今年度の学校運営の途中成果と課題について ② 今年度のPTA活動の進捗状況について
第3回 学校運営協議会	開催日時	平成31年2月28日(木) 15時～16時30分
	主な議題	① 今年度の学校運営の成果と課題について ② 来年度の学校運営方針について

教育長	教育課長	指導主事	係長	係

様式第2号 (第3条関係)



学校運営協議会委員推薦書

平成30年5月1日

遊佐町教育委員会教育長 殿

遊佐町立遊佐小学校
校長 伊藤 順



遊佐町学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第2項及び遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第3条の規定により、下記のとおり、本校の平成30年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

氏名	性別	役職等	推薦理由
佐藤 憲三	男	地域づくり協議会 会長	規則第5条1項(2)
高橋 達志	男	教育後援会 会長	規則第5条1項(2)
菅原 和女	女	主任 児童委員	規則第5条1項(2)
佐藤 孝子	女	婦人会 会長	規則第5条1項(2)
川俣 善幸	男	PTA 会長	規則第5条1項(1)
齋藤 裕樹	男	PTA 副会長	規則第5条1項(1)
阿部 優子	女	PTA 副会長	規則第5条1項(1)
菅原 基	男	地域づくり協議会 事務局長	規則第5条1項(2)
土井 利佳子	女	地域づくり協議会 事務局	規則第5条1項(2)
高橋 義博	男	遊佐小学校 教諭	規則第5条1項(6)

伊藤 順一

校長

三浦 将人

教頭

教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				



様式第1号 (第2条関係)

学校運営協議会実施計画書

平成30年4月24日

遊佐町教育委員会教育長 殿

遊佐町立藤崎小学校
校長 白林 和夫



遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第2条第2項の規定により、下記のとおり実施計画書を提出します。

記

1. 設置予定日 平成30年5月25日
2. 委員の推薦 有 (別紙「学校運営協議会委員推薦書」のとおり)
3. 実施計画
 - (1) 設置の趣旨・目的

藤崎小学校の学校運営について保護者及び地域住民等が主体的に参画し、学校・家庭・地域が、相互に信頼する中で一体となって児童の健全育成に取り組む「ふじさきコミュニティ・スクール」の実現を目指す。

(2) 活動計画 (協議会の開催時期・議題等)

5月25日(金) 第1回会議	○平成30年度教育目標及び学校経営計画等の基本方針の確認 ○「ふじさきコミュニティ・スクール」の推進方策について
11月22日(木) 第2回会議	○児童の実態や学校運営の成果と課題等について ※「藤崎の子どもを語る会」として、拡大して実施
2月9日(土) 第3回会議	○平成30年度学校評価 (関係者評価) ○平成31年度教育目標及び学校経営計画等の基本方針の承認

教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				

様式第2号(第3条関係)



学校運営協議会委員推薦書

平成30年4月24日

遊佐町教育委員会教育長 殿

遊佐町立藤崎小学校
校長 白林 和夫



遊佐町学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第2項及び遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第3条の規定により、下記のとおり、本校の平成30年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

氏名	性別	役職等	推薦理由
高橋 智	男	PTA会長	規則第5条第1項(1)
佐藤 修	男	PTA副会長	全 上
網淵 文枝	女	PTA副会長	全 上
眞嶋 一	男	稲川地区まちづくり協会会長・区長会長	規則第5条第1項(2)
伊藤 新一	男	西遊佐まちづくりの会会長	全 上
阿部 俊秋	男	西遊佐地区区長会長	全 上
佐藤 正光	男	安全見守り隊隊長	全 上
佐藤 豊昭	男	砂丘地砂防林環境整備推進協議会会長	全 上
鈴木たみ子	女	放課後子ども教室コーディネーター	全 上
丸山 恵	女	おはなしサークル代表	全 上
白林 和夫	男	校長	規則第5条第1項(4)
梶原 勝	男	教頭	規則第5条第1項(5)
池田 博之	男	教務主任	全 上
仲川 美幸	女	事務主査	全 上

教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				



様式第1号 (第2条関係)

学校運営協議会実施計画書

30年 5月 1日

遊佐町教育委員会教育長 殿

遊佐町立高瀬小学校

校長 菅原 覚 

遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第2条第2項の規定により、下記のとおり実施計画書を提出します。

記

1. 設置予定日 30年 5月 28日
2. 委員の推薦 無 ・ (別紙「学校運営協議会委員推薦書」のとおり)
3. 実施計画

(1) 設置の趣旨・目的

学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民の方々から、学校運営への参画や学校運営への支援や協力をいただき、学校との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組むために設置する。

(2) 活動計画 (協議会の開催時期・議題等)

- 5月28日 第1回学校運営協議会
 (①学校運営の基本方針について ②PTA活動について)
- 10月11日 第2回学校運営協議会
 (①子どもに対する願い ②課題の共有(ワークショップ))
- 2月13日 第2回学校運営協議会
 (①今年度の学校運営の成果と課題について ②来年度の学校運営の方針について)

教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				

様式第2号 (第3条関係)



学校運営協議会委員推薦書

30年 5月 1日

遊佐町教育委員会教育長 殿

遊佐町立高瀬小学校
校長 菅原 覚 

遊佐町学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第2項及び遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第3条の規定により、下記のとおり、本校の30年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

氏名	性別	役職等	推薦理由
鈴木作太郎	男	まちづくりセンター長	規則第5条第1項(2)
阿部 勝志	男	学校PTA 会長	規則第5条第1項(1)
高橋 正義	男	区長会長	規則第5条第1項(2)
佐藤 俊之	男	教育後援会長	規則第5条第1項(2)
高橋 如	女	学校PTA 母親委員長	規則第5条第1項(1)
佐藤久美子	女	婦人会長	規則第5条第1項(2)
菅原日出雄	男	地域学校安全指導員	規則第5条第1項(2)
菅原 清和	男	民生委員	規則第5条第1項(2)
佐藤 源市	男	同窓会長	規則第5条第1項(2)
常田 俊哉	男	高瀬っ子を守る会	規則第5条第1項(1)
高橋可奈絵	女	地域おこし協力隊	規則第5条第1項(2)
太田 文夫	男	青色パトロール	規則第5条第1項(2)
菅原 覚	男	学校 校長	規則第5条第1項(4)
志田 雅彦	男	学校 教頭	規則第5条第1項(3)
阿部 積	男	学校 教諭	規則第5条第1項(3)

教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				

平成30年4月20日

遊佐町教育委員会教育長 殿



遊佐町立吹浦小学校
校長 高橋 共之



遊佐町学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第2項及び遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第3条の規定により、下記のとおり、本校の平成30年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

氏名	性別	役職等	推薦理由
高橋 敏夫	男	まちづくり協議会長兼同窓会長	規則第5条第1項(2)
高橋 克典	男	区長会長	規則第5条第1項(2)
土門 武弥	男	教育後援会長	規則第5条第1項(2)
菅原 麻理子	女	婦人会長	規則第5条第1項(2)
成田 栄美	女	主任児童員	規則第5条第1項(2)
高橋 淳史	男	まちづくり協議会事務局長	規則第5条第1項(2)
高橋 美紀	女	子ども教室コーディネーター	規則第5条第1項(2)
後藤 淳子	女	読み聞かせボランティア	規則第5条第1項(2)
鳴瀬 敏勝	男	見守りたい代表	規則第5条第1項(2)
畠中 裕之	男	PTA会長	規則第5条第1項(1)
高橋 太一	男	PTA副会長	規則第5条第1項(1)
加々谷里恵	女	PTA副会長	規則第5条第1項(1)
高橋 共之	男	吹浦小学校校長	規則第5条第1項(4)
高橋 千尋	女	吹浦小学校教頭	規則第5条第1項(5)
齋藤 真	男	吹浦小学校教諭	規則第5条第1項(5)

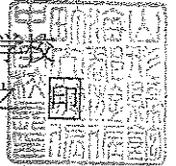
教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				

平成30年5月29日

遊佐町教育委員会教育長 殿



遊佐町立遊佐中学校
校長 加藤 博之



学校運営協議会実施計画書

遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第2条第2項の規定により、下記のとおり実施計画書を提出します。

記

1. 設置予定日 平成30年4月28日
2. 委員の推薦 無 ・ (有) (学校運営協議会委員推薦書のとおり)
3. 実施計画

(1) 設置の趣旨・目的

- ① 「学校運営協議会」を核として、地域に開かれた学校を推進し、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進する。
- ② 学校・家庭・地域が相互に信頼を深める中で、生徒の健全育成と学校運営の改善を図る。

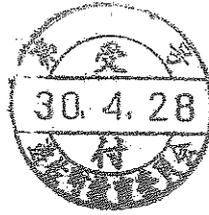
(2) 活動計画 (協議会の開催時期・議題等)

6月27日(水) 第1回会議	委員の任命、学校運営協議会の趣旨説明 活動計画の承認、学校経営の方針に関する話合い
11月14日(水) 第2回会議	授業参観(生徒会立会演説会) 生徒の実態、教育課題についての話合い
2月20日(水) 第3回会議	学校評価の結果について 次年度の目標及び計画について

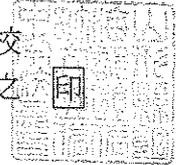
教育長	教育課長	指導主事	係長	係
				

平成30年4月28日

遊佐町教育委員会教育長 殿



遊佐町立遊佐中学校
校長 加藤 博之



学校運営協議会委員推薦書

遊佐町学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第2項及び遊佐町学校運営協議会設置運営要綱第3条の規定により、下記のとおり、本校の平成30年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

氏名	性別	役職等	推薦理由	備考
今野 徹	男	蕨岡小校友会副会長、元PTA会長	規則第5条第1項(2)	蕨岡地区推薦
佐藤 裕士	男	遊佐地区区長会長	規則第5条第1項(2)	遊佐地区推薦
工藤久美子	女	西遊佐地区区長会副会長	規則第5条第1項(2)	西遊佐地区推薦
本間 功	男	前教育後援会長	規則第5条第1項(2)	稲川地区推薦
佐藤 博夫	男	高瀬地区区長会副会長	規則第5条第1項(2)	高瀬地区推薦
伊藤 繁	男	前吹浦地区まちづくり協議会事務局長	規則第5条第1項(2)	吹浦地区推薦
林 晶	男	地域おこし協力隊	規則第5条第1項(7)	町企画課推薦
藤川かん奈	女	地域おこし協力隊	規則第5条第1項(7)	町企画課推薦
那須 正幸	男	PTA会長	規則第5条第1項(1)	
佐藤 智明	男	PTA副会長	規則第5条第1項(1)	
高橋 直志	男	PTA副会長	規則第5条第1項(1)	
加藤 博之	男	校長	規則第5条第1項(4)	
多田 和幸	男	教頭	規則第5条第1項(5)	
後藤 正信	男	教務主任	規則第5条第1項(5)	



平成30年6月8日

コミュニティ・スクールが新たな段階に ～高等学校の設置校数が大幅に増加～

文部科学省では、このたび、全国のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況（平成30年4月1日現在）を取りまとめましたので、公表いたします。

1. コミュニティ・スクールの導入状況について

○ コミュニティ・スクールの数

が3,600校（平成29年4月1日）

から、1,832校増の5,432校

（平成30年4月1日現在）となり、

平成29年3月の「地方教育行政

の組織及び運営に関する法律」

の改正により、学校運営協議会

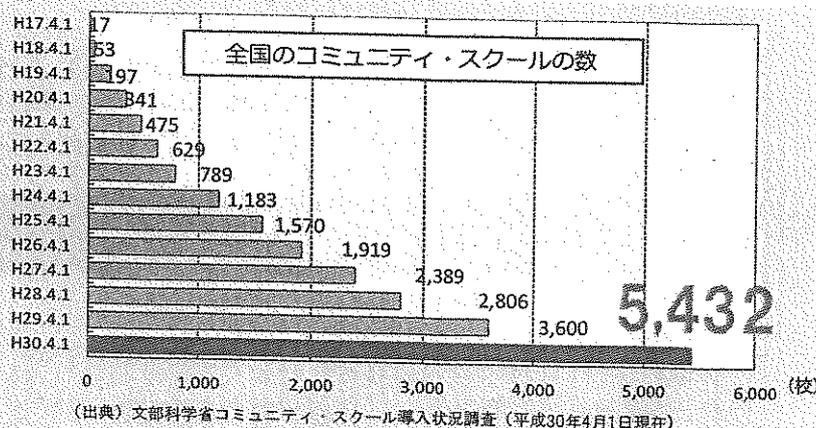
の設置が努力義務化されたこ

の1年間で設置校は1.5倍になりました。学校設置者としては、全体の3割にあたる532市区町村及び18道府県の教育委員会（学校組合を含む）が導入しており、こちらも前年の367市区町村及び11道県から約1.5倍に増加しています。

○ 特に、高等学校のコミュニティ・スクールは前年の65校から382校となり、5倍以上

となりました。域内全ての高等学校への計画的な設置に向けた取組も見られるようになっています。例えば、熊本県では、すべての県立学校（特別支援学校を含む）に学校運営協議会を設置し、熊本地震の教訓を生かした防災の取組を、学校と地域とが一体となって進めています。また、神奈川県では、平成31年度までに全ての高等学校への協議会設置が計画され、高校生に主体的に地域に関わらせるなど、魅力ある学校づくりを推進しています。

今後、高等学校においては、新学習指導要領のポイントである「社会に開かれた教育



課程」を実現するとともに、大学進学等で地元を離れる若者に、地域への理解を深める学びを充実するため、学校運営協議会制度を生かした地域との積極的な対話による学校経営が進むことが期待されます。

○ また、特別支援学校のコミュニティ・スクールについても前年の21校から106校と5倍になっています。特別支援学校と地域の連携・協働体制の構築が進むことで、障害に対する社会の理解が進み、共生社会の実現が期待されます。

○このように、コミュニティ・スクールの仕組みを活用した新たなコミュニティの創造がなされつつあります。

2. コミュニティ・スクールに関する今後の推進体制等

○ 文部科学省では、引き続き、導入を予定している地域への支援を行うとともに、好事例の収集・発信や全国各地での説明会やフォーラム等の開催を行います。

◆◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは◇◆

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする、「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。（平成16年法制化）

コミュニティ・スクールの主な3つの機能 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

・学校がチームとして教育力・組織力を発揮するとともに、学校と地域が適切に役割分担をしながら、それぞれが主体的に取り組を進めることで、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現が可能になります。

・平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

<お問い合わせ先> 初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付

参事官 木村 直人（内線2009）

参事官付専門官 岡田 佳恵（内線2587）

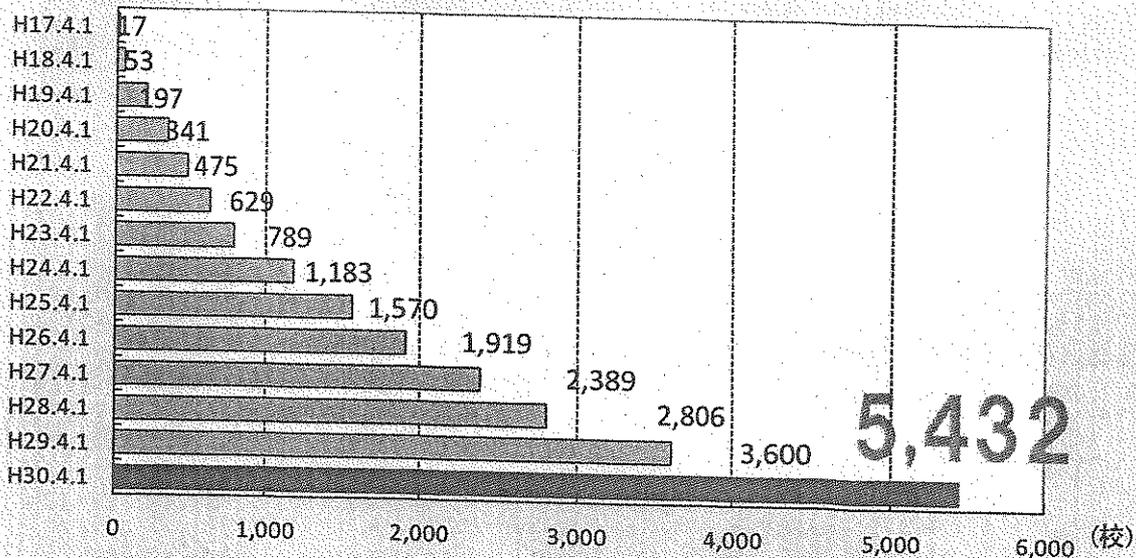
運営支援企画係専門職 西 祐樹（内線3720）

・電話：03-5253-4111（代表）

・メールアドレス：syosanji@mext.go.jp

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況について(概要)

1 学校運営協議会の設置状況の推移



(出典) 文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査(平成30年4月1日現在)

基準日	設置校数	増加数(前年比)	学校設置者数	
平成17年4月1日	17校		6市区	
平成18年4月1日	53校	36校増	1県	15市区町
平成19年4月1日	197校	144校増	1県	41市区町村
平成20年4月1日	341校	144校増	2県	63市区町村
平成21年4月1日	475校	134校増	2県	72市区町村
平成22年4月1日	629校	154校増	2県	82市区町村
平成23年4月1日	789校	160校増	2県	99市区町村
平成24年4月1日	1,183校	394校増	3県	122市区町村
平成25年4月1日	1,570校	387校増	4道県	153市区町村
平成26年4月1日	1,919校	349校増	4道県	187市区町村
平成27年4月1日	2,389校	470校増	5道県	235市区町村
平成28年4月1日	2,806校	417校増	9道県	285市区町村
平成29年4月1日	3,600校	794校増	11道県	367市区町村
平成30年4月1日	5,432校	1,832校増	18道府県	532市区町村

2 学校種別の内訳

	設置校数	増加数(前年度比)
幼稚園	147	32 園増
小学校	3,265	965 校増
中学校	1,492	418 校増
義務教育学校	39	15 校増
中等教育学校	1	0 校増
高等学校	382	317 校増
特別支援学校	106	85 校増
合計	5,432	1,832 校増

(幼稚園型認定こども園を含む)

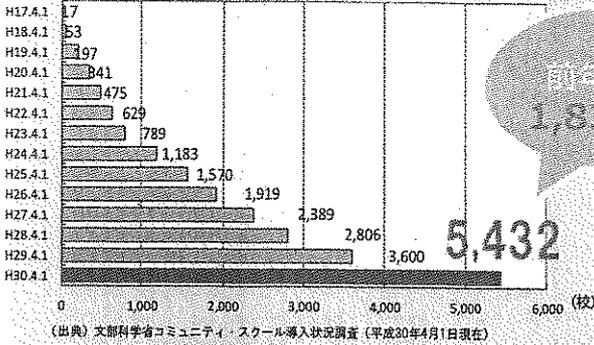
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 5,432校 (平成30年4月1日現在)

(幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校383、特別支援学校106)

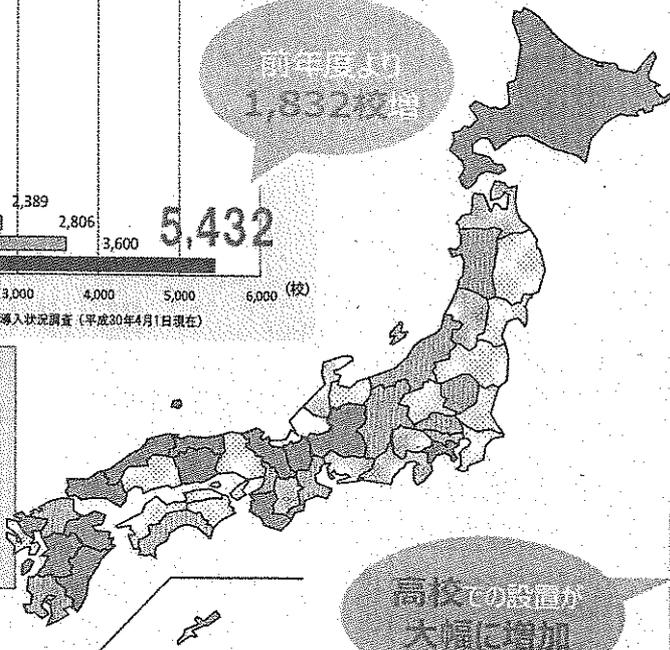
全国の学校のうち、14.7%がコミュニティ・スクールを導入



前年度より
1,832校増

学校運営協議会を設置している学校の割合

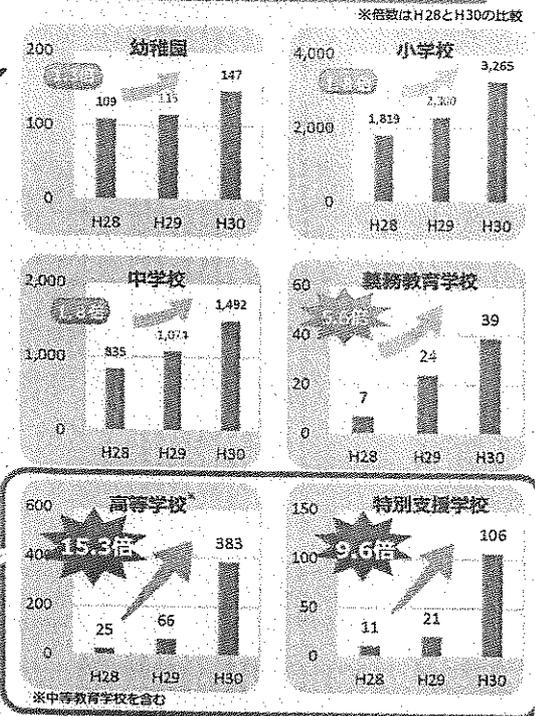
- 【設置率】※
- 20%以上 ●●●●●
 - 10%以上20%未満 ●●●●○
 - 5%以上10%未満 ●●●○
 - 5%未満 ●●○
 - 設置なし ○



※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

※沖縄県は地図を拡大しています。

校種別の設置状況(3年経過)



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校設置者数】

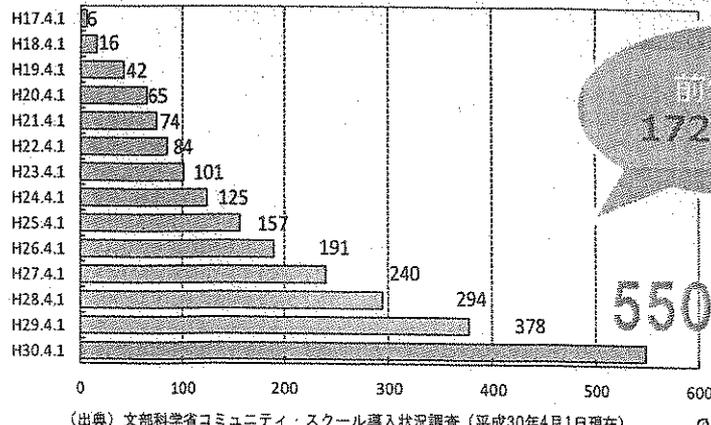
コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数

46都道府県内 532市区町村 18道府県 (平成30年4月1日現在)

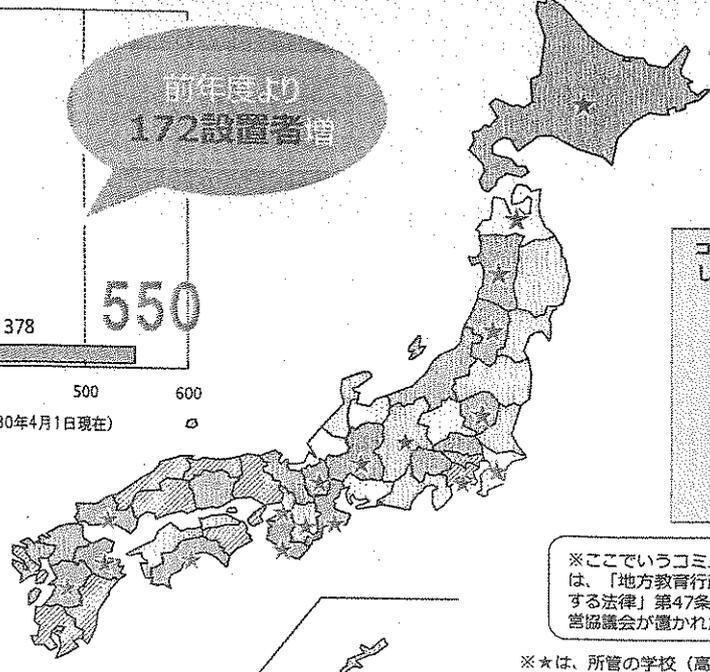
(18道府県、526市区町村(7政令指定都市を含む)、6学校組合)

全国の学校設置者*のうち、30.5%がコミュニティ・スクールを導入

※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校設置者数。



前年度より
172設置者増



コミュニティ・スクールを導入している学校設置者の割合

- 【設置率】
- 50%以上 ●●●●●
 - 30%以上 ●●●●○
 - 20%以上 ●●●○
 - 10%以上 ●●○
 - 10%未満 ●○
 - 設置なし ○

※ここでのコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

※★は、所管の学校(高等学校・特別支援学校等)にコミュニティ・スクールを導入している道府県

※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールの導入・推進状況 (平成30年4月1日現在)
 <<教育委員会別>>

都道府県	団体種別	学校設置者	導入校数	内訳						
				幼稚園	小学校	中学校	義務教育	中等教育	高等学校	特別支援
	市区町村	東松島市教育委員会	5	0	4	1	0	0	0	0
	市区町村	七ヶ宿町教育委員会	2	0	1	1	0	0	0	0
	市区町村	柴田町教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
秋田県			60	0	36	22	0	0	1	1
都道府県		秋田県教育委員会	2	0	0	0	0	0	1	1
市区町村		大館市教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
市区町村		能代市教育委員会	3	0	2	1	0	0	0	0
市区町村		八峰町教育委員会	3	0	2	1	0	0	0	0
市区町村		男鹿市教育委員会	10	0	6	4	0	0	0	0
市区町村		潟上市教育委員会	9	0	6	3	0	0	0	0
市区町村		由利本荘市教育委員会	24	0	14	10	0	0	0	0
市区町村		にかほ市教育委員会	7	0	4	3	0	0	0	0
市区町村		羽後町教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
山形県			36	0	24	10	1	0	1	0
都道府県		山形県教育委員会	1	0	0	0	0	0	1	0
市区町村		西川町教育委員会	2	0	1	1	0	0	0	0
市区町村		朝日町教育委員会	4	0	3	1	0	0	0	0
市区町村		大石田町教育委員会	4	0	3	1	0	0	0	0
市区町村		新庄市教育委員会	1	0	0	0	1	0	0	0
市区町村		最上町教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
市区町村		舟形町教育委員会	2	0	1	1	0	0	0	0
市区町村		戸沢村教育委員会	2	0	1	1	0	0	0	0
市区町村		長井市教育委員会	7	0	5	2	0	0	0	0
市区町村		川西町教育委員会	7	0	6	1	0	0	0	0
市区町村		小国町教育委員会	4	0	2	2	0	0	0	0
市区町村		遊佐町教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
福島県			45	4	28	12	1	0	0	0
市区町村		川俣町教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
市区町村		国見町教育委員会	3	1	1	1	0	0	0	0
市区町村		大玉村教育委員会	5	2	2	1	0	0	0	0
市区町村		郡山市教育委員会	5	0	3	1	1	0	0	0
市区町村		天栄村教育委員会	6	0	4	2	0	0	0	0
市区町村		三春町教育委員会	8	0	6	2	0	0	0	0
市区町村		棚倉町教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
市区町村		磐梯町教育委員会	4	1	2	1	0	0	0	0
市区町村		只見町教育委員会	4	0	3	1	0	0	0	0
市区町村		飯館村教育委員会	4	0	3	1	0	0	0	0
市区町村		いわき市教育委員会	4	0	2	2	0	0	0	0
茨城県			10	0	5	5	0	0	0	0
市区町村		那珂市教育委員会	2	0	1	1	0	0	0	0
市区町村		小美玉市教育委員会	2	0	1	1	0	0	0	0
市区町村		東海村教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
市区町村		高萩市教育委員会	2	0	1	1	0	0	0	0
市区町村		牛久市教育委員会	3	0	1	2	0	0	0	0
栃木県			117	0	83	31	1	0	2	0
都道府県		栃木県教育委員会	2	0	0	0	0	0	2	0
市区町村		上三川町教育委員会	3	0	2	1	0	0	0	0
市区町村		壬生町教育委員会	2	0	2	0	0	0	0	0
市区町村		野木町教育委員会	7	0	5	2	0	0	0	0
市区町村		小山市教育委員会	10	0	8	1	1	0	0	0
市区町村		栃本市教育委員会	44	0	30	14	0	0	0	0